目黒通り地区地区街づくり計画(街づくり誘導地区)

目黒通り地区地区街づくり計画の告示:平成8年5月31日 世田谷区告示第148号 目黒通り地区街づくり誘導地区の指定告示:平成8年5月31日 世田谷区告示第149号

- ◆ 次の行為を行う際は、工事着手30日以上前かつ建築確認申請等(※) の前までに届出が必要です。
 - 1. 建築物の建築又は工作物の建設
 - 2. 建築物等の形態又は意匠の変更
 - 3. 木竹の伐採

《区域》

世田谷区深沢1丁目、等々力1丁目、等々力2丁目、等々力3丁目、等々力4丁目、等々力6丁目、等々力7丁目及び玉堤2丁目各地内

《面積》

る。

約14.9ha

《建築物等に関する基準》

- 建築物の形態にあっては、市街地大火による火災及び輻射熱を有効に遮 蔽する形態とする。 建築物の内部にあっては、火器を使用する部屋及び避難上重要な通路な どの天井及び壁の仕上げは不燃性のものとする。 建築物の道路に面する開口部は、落下物の防止措置等を講じる。 3 建築物のガス設備には、ガス漏れ防止等の対策を講じる。 4 5 大規模建築物は消防水利等の防災施設の配置に努め、危険物取扱施設に ついては避難路機能を妨げないよう安全対策を講じる。 敷地面積250㎡未満の場合は空地面積の25%以上及び、敷地面積2 6 50㎡以上の場合は「世田谷区みどりの基本条例」に基づき緑化に努力 すること。 高さ60cmを超えて垣・柵を造る場合、生け垣又はフェンスに沿って緑 化するなど街並み形成に配慮すること。 看板を設ける場合は、周囲の環境に相応しい落ち着いた色調のものとす 8
- (※)建築確認申請の他に、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の認定の申請をはじめ、「世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則」第16条第1項の各号に掲げる申請等の前に届出をお願いいたします。

《相談・届出窓口》

世田谷区玉川総合支所 街づくり課 〒158-8503 世田谷区等々力3-4-1 Tm 03-3702-4539 Fax 03-3702-0942

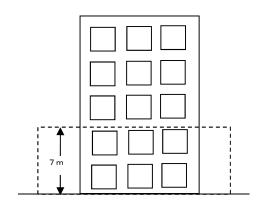
〈参考〉 最低限高度地区

建築物の高さの最低限度を定める高度地区です。

この地区内では建築物の高さを最低7m以上としなければなりません。

※ただし、一部適用除外される場合があります。

幹線道路沿道の防火性の向上を図るため、世田谷通り沿道の一部(環七と馬事公苑の間) と、目黒通り沿道に指定されています。



東京都市計画高度地区(世田谷区決定) 抜粋

| 種類 建築物の高さの最低限度 既決定地区 ・世田谷通り ・世田谷通り ・世田谷通り ・世田名通り ・世田名通り ・世田名通り ・世田名通り ・世田名通り ・世区 ・世田名通り ・世区 | |
|--|------|
| 世田谷通り 地区 ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の音・目黒通り ついては、この規定は適用しない。 地区 (1)都市計画施設の区域内の建築物 (2)高さが 7 メートル未満の建築物の部分の水平投影面合計が建築面積の 2 分の 1 未満かつ 1 0 0 平方メー 未満の建築物の当該部分 (3)増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が対 | |
| 地区 ・目黒通り ・目黒通り 地区 (1)都市計画施設の区域内の建築物 (2)高さが 7 メートル未満の建築物の部分の水平投影で 合計が建築面積の 2 分の 1 未満かつ 1 0 0 平方メー 未満の建築物の当該部分 (3)増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が発 | 最低 |
| ・目黒通り ついては、この規定は適用しない。 地区 (1)都市計画施設の区域内の建築物 (2)高さが7メートル未満の建築物の部分の水平投影で合計が建築面積の2分の1未満かつ100平方メー未満の建築物の当該部分 低 (3)増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が対象 | |
| 地区 (1)都市計画施設の区域内の建築物 (2)高さが 7 メートル未満の建築物の部分の水平投影 合計が建築面積の 2 分の 1 未満かつ 1 0 0 平方メー 未満の建築物の当該部分 (3)増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が | 分に |
| (2) 高さが 7 メートル未満の建築物の部分の水平投影面 合計が建築面積の 2 分の 1 未満かつ 1 0 0 平方メー 未満の建築物の当該部分 (3) 増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が発 | |
| 最 合計が建築面積の2分の1未満かつ100平方メー 未満の建築物の当該部分 (3) 増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が建 | |
| 未満の建築物の当該部分 (3) 増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が建 | i積の |
| 低 (3) 増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が対 | トル |
| | |
| | 築基 |
| | · ク7 |
| 第1号及び第2号に定める範囲のもの | |
| 限 (4)付属建築物で平屋建のもの(建築物に付属する門又に | (~\/ |
| を含む。) | |
| 度 (5)地下若しくは高架の工作物又は道路内に設ける建築 | 物そ |
| の他これらに類するもの | |
| (6) その他の建築物で特定行政庁(当該建築物に関する類 | 築基 |
| 準法上の事務について権限を有する特定行政庁をい | う。) |
| が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可 | した |
| もの | |

担 都市整備政策部 建築審査課 建築審査担当 当 Tel 03-6432-7166 Fax 03-6432-7985